

営業種別の主な基準一覧

| | ホテル営業 | 旅館営業 | 簡易宿所営業(民宿) | 下宿営業 | 季節営業 | 一時営業 | 農林漁業体験民宿 | 町屋・古民家 | 田舎暮らし体験民宿 |
|------|--|---|---|---|------------|---------|-------------------------|--------|----------------------------|
| | | | | | キャンプ場、スキー場 | 体育会、博覧会 | 農林漁業者が行う農林漁業体験民宿 | | 伝統工芸製造者及びNPO法人 |
| 玄関帳場 | (政令) 宿泊者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有する。 | (政令) 宿泊者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有する。 | (通知) 宿泊者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有する。 | (通知) 宿泊者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有する。 | × | × | | 緩和要望 | |
| 面積 | (政令) 洋室:9㎡以上 和室:7㎡以上 | (政令) 洋室:9㎡以上 和室:7㎡以上 | (政令) 33㎡以上 | (通知) 7㎡以上 | × | × | (簡易宿所営業) 33㎡以上 →適用なし | △ | (簡易宿所営業) 33㎡以上 →適用除外を要望 |
| 客室数 | (政令) 10室以上 | (政令) 5室以上 | なし | (通知) 3室以上 | × | × | | 緩和要望 | |
| トイレ | (政令) 水洗式であり、座便式のものがある。 共用は、男女の区分がある。 | (政令) 適当な数の便所を有する。 | (政令) 適当な数の便所を有する。 | (政令) 適当な数の便所を有する。 | | | | | |
| 洗面所 | (政令) 適当な規模の洗面設備を有する。 | (政令) 適当な規模の洗面設備を有する。 | (政令) 適当な規模の洗面設備を有する。 | (政令) 適当な規模の洗面設備を有する。 | | | | | |
| 浴室 | (政令) 適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有する。 | (政令) 適当な規模の入浴設備を有する。 (近接して公衆浴場等の入浴施設がない場) | (政令) 適当な規模の入浴設備を有する。 (近接して公衆浴場等の入浴施設がない場) | (政令) 適当な規模の入浴設備を有する。 (近接して公衆浴場等の入浴施設がない場) | | | | | |
| 施錠 | (政令) 洋室は、出入口及び窓は鍵をかけることができる。 | (政令) 洋室は、出入口及び窓は鍵をかけることができる。 | なし | (通知) 出入口及び窓は鍵をかけることができる。 | | | | | |